

(五) 二百名未滿ノ組合ハ 二名

(六) 會費完納組合員 五百名未滿ノ組合ハ 五名

(七) 會費完納組合員 千名未滿ノ組合ハ 九名

(八) 會費完納組合員二千名以上八百六十名ヲ増ス毎ニ各一名ヲ加フ

(九) 但シ全國的産業別組合及地方聯合會ノ代表者ハ選舉ヲ要セズ

(十) 中央委員タルノ資格ヲ有スルモノトス

(十一) 中央委員會ハ會長ヲ主事、會計、中央委員ヲ以テ組織ス

(十二) 中央委員會ハ本總同盟ノ執行機關ニシテ次期大會ニ至

(五) 二百名未滿ノ組合ハ 二名

(六) 會費完納組合員 五百名未滿ノ組合ハ 五名

(七) 會費完納組合員 千名未滿ノ組合ハ 九名

(八) 會費完納組合員二千名以上八百六十名ヲ増ス毎ニ各一名ヲ加フ

(九) 但シ全國的産業別組合及地方聯合會ノ代表者ハ選舉ヲ要セズ

(十) 中央委員タルノ資格ヲ有スルモノトス

(十一) 中央委員會ハ會長ヲ主事、會計、中央委員ヲ以テ組織ス

(十二) 中央委員會ハ本總同盟ノ執行機關ニシテ次期大會ニ至